

1 5 第

極秘

51-30

一

(一) 現

日韓船船問題解決の基本方針(二七、二、六)

日韓船船問題解決の基本方針(二七、二、六)

現在までの船船の帰属に關しては、昨年九月十一日付総司令部の引渡すべき旨の覚書が發せられ、その後石の置懸船の帰属の問題を、昨年十月十四日に亘つて日韓間に討議が行われ、今年一月十九日再開された。この通りである。

BA會の議、朝鮮置懸船の返還に關する諸問題に於つた日本船船の返還、D O 韓、韓國へ貸與した五隻の日本船の返還、會に韓國に抑留された日本漁船の返還、方から提出され、双方の要求の範囲及び根拠が明らかになれ

(二)

現在までの會談の状況は次の通りである。

(1) 前記の(A)はS O A P I N に基づくものであるが、今回の交渉に於いては、双方が確認した置懸船は、商船については、

二

- (一) 本件解決の基本方針
昨年九月十一日付のS O A Pの方針と全く異なるものであること等の理由によつて採るべき
それまでの法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
- (二) 韓国の要求する議定書は、Korean Vesting Decree
ものである。Korean Vesting Decreeによる要求をそのま
入れることには、同法令の規定する財産の範囲が極めて広範で
あることから、他の財産の帰属についても影響するところ
あり且つ終戦時から、朝鮮に寄港していた船舶に適用ありとは解釈し
難いのでこれを直に採ることには要求を全部拒否すること
し、かたがた、今次韓国の要求を全部拒否することから、今
後の日韓両国間の外交に悪影響を與えるものであるから、こ
の際、若干の船舶を韓国側に引渡すことが得策であるから、こ
の若干の船舶を韓国側に引渡し、S O A Pの履行、ない
は、この場合船舶の引渡しは、S O A Pの履行、ない
至は、Korean Vesting Decreeの適用と日本が援助するとい
韓意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
趣意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
韓国への船舶譲渡は、適当な船舶を国が所有する者から買上
げ、て行うものとし、必要を予算上の措置を二十七年予算に
おいて行うものとする。必要を予算上の措置を二十七年予算に
右の引渡しにより、今次の日韓間の船舶問題は最終的に解決

本件解決の基本方針
 昨年九月十一日付のS O A Pの方針と全く異なるものであること等の理由によつて採るべき
 それまでの法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
 韓国の要求する議定書は、Korean Vesting Decree
 ものである。Korean Vesting Decreeによる要求をそのま
 入れることには、同法令の規定する財産の範囲が極めて広範で
 あることから、他の財産の帰属についても影響するところ
 あり且つ終戦時から、朝鮮に寄港していた船舶に適用ありとは解釈し
 難いのでこれを直に採ることには要求を全部拒否すること
 し、かたがた、今次韓国の要求を全部拒否することから、今
 後の日韓両国間の外交に悪影響を與えるものであるから、こ
 の際、若干の船舶を韓国側に引渡すことが得策であるから、こ
 の若干の船舶を韓国側に引渡し、S O A Pの履行、ない
 は、この場合船舶の引渡しは、S O A Pの履行、ない
 至は、Korean Vesting Decreeの適用と日本が援助するとい
 韓意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
 趣意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
 韓国への船舶譲渡は、適当な船舶を国が所有する者から買上
 げ、て行うものとし、必要を予算上の措置を二十七年予算に
 おいて行うものとする。必要を予算上の措置を二十七年予算に
 右の引渡しにより、今次の日韓間の船舶問題は最終的に解決

したものとし、韓国側は船舶に関する引渡し請求を、今後な
さざることとを確約させるものとする。

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)